

法人協会ニュース

無料職業紹介事業開始 のお知らせ

全国農業会議所・全国新規就農相談センターでは平成15年5月1日より無料職業紹介事業を開始することになりましたので、会員の皆様にお知らせします。

これまで全国農業会議所では、新規就農希望者・法人への就職希望者などに相談を行ってきましたが、これにより今後、従業員を募集している農業法人や農業経営者の皆様に対し、全国農業会議所より直接求職者の紹介・あっせんが出来ます。

求職者の紹介・あっせんを希望する会員の皆様におかれましては、予め事業所の登録・求人申込書をしていただく必要があります。その後、求職者に情報を公開し、その後条件に合った求職者を紹介・あっせんする仕組みとなっております。

詳細は、近日中に会員様宛ファックスでご案内差し上げますが、お問い合わせにつきましては、以下のところをお願いいたします。

全国農業会議所
全国新規就農相談センター
無料職業紹介所 担当：神山、榊原
〒105-0001

東京都港区虎ノ門1-25-5
虎ノ門34MTビル
電話：03(5251)3908
FAX：03(3507)3081

「AgriBusiness 経営塾」145号
2003年4月24日発行



発行：
社団法人 日本農業法人協会
東京都港区虎ノ門1-25-5
虎ノ門34MTビル
〒105-0001

Tel：03-5156-0365
Fax：03-5156-0366
E-mail：hojin@nca.or.jp
URL：http://www.hojin.or.jp/

AgriBusiness 経営塾

No.145

法務講座⑬

裁判所を通じた 手続き(四) 倒産処理手続き

寺本法律会計事務所
弁護士
磯井 美葉

今回は、裁判所を通じた手続きのうち、いわゆる倒産処理手続きといわれるものについてご説明します。

●倒産処理手続き

大きく分けて
清算型と再生型の2種類

「倒産」ということは、日常生活ではよく使われますが、法律上「破産」と呼ばれるものを中心に、いろいろなケースを含んでいます。法律上の手続きとは別に、手形の不渡などの事由を「事実上の倒産」といったりすることもあります。

今回ご説明する「倒産処理手続き」は、個人や法人の負債が増大し、これまでどおりの支払を続けることが困難になったときに、多数の利害関係人の公平をはかりながら解決をはかるための方策です。

最近よく耳にする「民事再生」なども、法律的な位置づけは、いわゆる倒産処理手続きの一種です。しかし、民事再生では、事業はそのまま継続することから、日常生活の中でいわれる「倒産」とは少し趣が異なります。

つまり、倒産処理手続きには「清算型」と「再生型」の2種類があり、「清算型」は事業を停止して財産をすべて処分し、残ったものを債権者に分配する、という手続であるのに対し、「再生型」は、事業を継続していくことを前提としながら、取引先や銀行などの債権者、従業員、株主などの出資者の利益を調整していく手続です。

「清算型」の手続には「破産」と「特別清算」の2種類があり、「再生型」の手続には「民事再生」「会社更生」「会社整理」があります。ただし、これらのうち「特別

清算」「会社更生」「会社整理」はいずれも、株式会社についてのみのもので、詳しい説明は省略します。

(1) 破産(清算型)

「破産」は、「清算型」の手続の代表であり、近時の経済状態を反映し、法人についても個人についても、非常に申立件数が増えています。

債務者の財産をすべて処分し、債権者に公平に分配する手続で、破産宣告を受けると、債務者は自己の財産に対する管理処分権限がなくなり、債務者の財産は、裁判所が選任した「破産管財人」が管理することになります。

「破産宣告」は、破産の申立によって、裁判所の判断によりなされます。通常は、債務超過に陥った債務者が、自ら申立をすることがほとんどですが、「自己破産」という表現はこれを指します。また、財産関係の調査や公平な分配を求めて、債権者が申し立てることもあります。

裁判所から「破産管財人」が選任されると、管財人が破産者の財産を管理し、現金預金はもちろん、不動産、売掛金、在庫品など残っている財産をすべて集めて現金化します。

一方、債権者は破産管財人に対し、自己の債権の内容と金額を届け出ます(「債権届」)。

これによって、債権者と債権の額をそれぞれ確定し、現金化した財産を債権額に応じて債権者に分配します。ただし、税金や、従業員の給料などの労働債権は、優先的に支払われます。

破産者の財産状況によっては、このよう

な「配当」ができない場合もあります。その場合には、破産手続は「廃止」という形で終了します。

法人ではほとんどありませんが、個人の自己破産の場合には、めぼしい財産がほとんどないことも多いため、そのようなときは、そもそも「破産管財人」が選任されない場合もあります。

なお、特に個人の破産の場合に関しては、このような破産手続のほかに、もう一つ、「免責」という重要な手続があります。これは、債務者が破産した場合に、申立によって、残った債務についての責任を免除するという制度で、破産者にとっては非常にメリットの大きいものです。しかし、詐欺的な取引や、ギャンブル、浪費行為をした債務者など、一定の場合には免責が許可されない場合もあります。

(2) 民事再生(再生型)

「民事再生」は「再生型」の手続の代表で、平成12年4月から始まった手続です。

民事再生手続では、裁判所は、申立により「再生手続開始決定」をします。破産とは異なり、原則として、債務者が財産管理処分権限を持ち続けることができますが、場合によっては破産と同様に、「管財人」が選任される場合もあります。

また、財産管理処分権限そのものは債務者に残るものの、「監督委員」が選任されるケースは多いようです。この場合、通常の業務は債務者本人が行うことができますが、一定の行為については監督委員の「同意」が要求されます。

その他民事再生手続の運用にはいくつかの形態があります。民事再生では、すべての財産を処分してしまうわけではなく、事業全体を見直し、必要な財産は残して事業を継続します。そして、不必要な財産と、今後の事業で生み出される利益を、金融機関や取引先などの債権者に分配していくこととなります。支払いきれなかった債権は免除してもらったことになり、事業を継続することで新たな利益を生み出すことができるので、通常は破産手続よりも債権者の回収金額は高くなり、また取引を続けていくことができるので、その意味では債権者にとってもメリットがあります。

どれくらいの金額をどのようにして債権者に配分するか(債権額の何パーセントを何年かけて支払うか)や、そのための今後の事業継続の方針も含めた具体的な内容は、「再生計画」を作る中で決めます。「再生計画」が裁判所に認可されるためには、債権者の頭数と債権額のいずれも過半数の賛成が必要となります。